身体障害者障害程度の再認定事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号。以下「法」という。)第15条に基づく身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付に伴う障害認定の適正化を図るため、その事務の取扱について定めるものである。

(再認定)

第2条 手帳の交付を受ける者の障害の状態が自立支援医療(更生医療)の適用、機能回復訓練等によって軽減する等若しくは、原因疾病等により障害の程度に変化が予想される場合に再認定を行う。

(診査実施年月の決定等)

第3条 再認定が必要な場合は、法第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書により、法第17条の2第1項又は児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第19条第1項に基づく診査を行うこととし、診査を実施する年月を決定する。ただし、診査に係る診断書料及び診断書の作成に不可欠な検査料(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の適用を受けるものを除く)は公費負担とする。

(診査年月の通知)

第4条 診査を実施する年月は、手帳を交付する際に様式第1により手帳の交付を受ける者に通知する。

(要再認定者への通知)

第5条 再認定が必要な者に対しては、診査を実施する月のおおむね1ヶ月前までに診査を受けるべき時期等を通知する。

(手帳再交付手続き及び返還命令)

第6条 診査を行った結果、障害程度等に変化が認められた場合、手帳の交付を受けた者に対し、手帳再交付申請を行うよう指導し、手帳の再交付を行う。また、法別表の障害程度に該当しないと認めた場合は、法第16条第2項第1号に基づき手帳の交付を受けた者に対し手帳の返還を命ずる。

(再認定台帳)

第7条 再認定事務を整備するため、再認定台帳を設けること。

(再認定時期)

第8条 障害認定日又は再認定実施時から1年以上5年以内の期間内に再認定 を行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

 第
 号

 年
 月

 日

様

川崎市長

身体障害者福祉法に基づく障害程度再認定について(通知)

あなたの身体障害者手帳については、交付時にもお知らせしましたように障害程度等級に関する再認定が必要です。

つきましては、身体障害者福祉法第17条の2第1項(児童福祉法第19条第1項)の規定に基づき、再認定のための診査を受けるようお知らせいたします。

- 1 身体障害者手帳番号・等級
- 2 障害名
- 3 再認定年月・障害区分
- 4 対象者氏名
- 5 対象者住所

なお、正当な理由がなく再認定のための診査を受けない場合は、身体障害者手帳を返還して いただくことがございますので御注意ください。